

## 旭川市中心市街地活性化協議会規約

### (設置)

第1条 旭川商工会議所及び旭川まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、旭川市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、旭川市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、旭川市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、中心市街地の活性化に係る事業を実施し、旭川市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 旭川市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画についての協議
- (3) 市街地整備、都市福利施設整備、まちなか居住促進、商業活性化、交通ネットワーク事業等の中心市街地活性化に係る事業の実施、及び事業推進のためのタウンマネジメントと広報・普及啓発事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

### (構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 旭川商工会議所
- (2) 旭川まちづくり株式会社
- (3) 旭川市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(会長及び副会長等)

第6条 協議会に会長1名、副会長5名、監事2名を置く。

- 2 会長は、旭川商工会議所会頭とする。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長、監事は、会長が指名する者とする。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は協議会の会計を監査する。

(委員)

第7条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者とする。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名する者を委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第10条 第4条に掲げる事項について専門的に協議及び検討を行うため、協議会に分科会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか分科会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の運営及び事業実施に必要な経費は、旭川市及び旭川商工会議所負担金、その他の補助金等をもってこれに充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務局を旭川商工会議所に置く。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか，協議会に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は平成 21 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 項の定めにかかわらず，設立時の委員の任期は，平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は，協議会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。
- 4 この規約は平成 22 年 4 月 26 日から施行する。
- 5 この規約は平成 25 年 1 月 18 日から施行する。
- 6 この規約は平成 29 年 5 月 26 日から施行する。